

平成 27 年度県税改正のお知らせ

平成 27 年度県税改正の主なものは次のとおりです。

税 目	内 容				
個人 住民税	ふるさと納税に係る 特例控除額の拡充等	<ul style="list-style-type: none"> ・控除額の上限：所得割額の1割 2割 ・ふるさと納税ワンストップ特例の創設 			
法人 事業税	所得割の税率の引下げ() 及び外形標準課税の拡大 <small>外形標準課税対象法人に限る。</small>	(現行)	(H27)	(H28～)	
		所得割	7.2%	6.0%	4.8%
		付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
		資本割	0.2%	0.3%	0.4%
不動産 取得税	住宅及び土地に係る 税率の特例措置の延長	税率の特例(4% 3%)を3年延長			
	宅地評価土地に係る 課税標準の特例措置の延長	課税標準の特例(2分の1)を3年延長			
自動車 取得税	エコカー減税の見直し	対象車種を見直し2年延長			
軽油 引取税	免税軽油に係る 課税免除措置の延長等	免税用途を見直し3年延長			
狩猟税	有害鳥獣捕獲従事者に係る 軽減措置の拡充等	軽減措置の対象範囲等を拡充し 平成30年度まで実施			

詳しくは県税ホームページにも掲載しています。
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>)